

青森市長 様

年 月 日

令和6年度青森市地方就職学生支援金交付申請書

令和6年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第4条の規定により、地方就職学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日		年	月	日
内定日		年	月	日

3 移動経路(往復)

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください) ※

別紙「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
転入日から5年以上継続して、青森市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

(別紙)

### 地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和6年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
  - (3) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に青森市に転入しなかった場合：全額
  - (4) 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
  - (5) 転入日から3年未満に青森市から転出した場合：全額
  - (6) 転入日から3年以上5年以内に青森市から転出した場合：半額

---

### 地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。